

那珂市貨物自動車運送事業者等支援金

コロナ禍における原油価格高騰による燃料油の価格上昇の直接的な影響を受けている市内の貨物自動車運送事業者等に対し、予算の範囲内において那珂市貨物自動車運送事業者等支援金を交付します。

交付額

5万円/車両一台当たり（一般貨物・一般旅客）
2万円/車両一台当たり（軽貨物）

※支援金の上限については、1事業者あたり100万円までとする。

交付対象要件

次のすべての要件を満たす事業者が対象です

- (1) 貨物自動車運送事業法第3条に規定する許可を受けている、若しくは、第36条第1項に規定する届出をしている貨物自動車運送事業者、道路運送法第4条に規定する許可を受けている一般貸切旅客自動車運送事業者のいずれかであること。
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 申請時点において、市税等に未納がないこと。

交付回数

1事業者につき1回限り

申請受付期間

令和5年1月31日(火)

※当日消印有効

【申請書は以下の方法で**入手**してください】

- ① 那珂市ホームページからダウンロードする で検索
- ② 那珂市役所商工観光課で受け取る

申請書類

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。申請書類は返却しません。

- ① 那珂市貨物自動車運送事業者等支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 関係書類
 - ・ 市内で事業を営んでいることがわかる書類
 - ・ 貨物自動車運送事業者が営む事業に係る国土交通大臣の許可証又は、更新許可証、国土交通大臣への経営届出書その他これらに準ずるものの写し
 - ・ 交付対象車両一覧（様式第2号）
 - ・ 交付対象車両すべての車検証の写し
 - ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
 - ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）
 - ・ その他市長が必要と認める書類

【申請は以下の提出先に**郵送**してください】

【提出先】 〒311-0192

那珂市福田1819番地5 那珂市 産業部 商工観光課 宛て

お問合せ先

那珂市 産業部 商工観光課

☎029-298-1111（内線245） 平日 午前8時30分～午後5時15分

<その他>

- 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- 支援金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること若しくは、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。